



気仙沼信用金庫の行動綱領

信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

- 1 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

- 2 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

法令やルールの厳格な遵守

- 3 あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

地域社会とのコミュニケーション

- 4 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

人権の尊重

- 5 すべての人々の人権を尊重する。

職員の働き方、職場環境の充実

- 6 職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

環境問題への取組み

- 7 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

社会参画と発展への貢献

- 8 当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

- 9 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども気仙沼信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



気仙沼信用金庫の環境に対する基本理念

気仙沼信用金庫は、『素晴らしい景観を誇るこの三陸を基盤とする金融機関として、環境保全を重要な経営課題のひとつと認識し、自らの事業活動において継続的に取り組むとともに地域社会の環境保全意識の醸成やその活動促進に貢献します』。

基本方針

1. 環境に関連する法規制および当金庫が同意するその他の基準等を遵守し、技術的、経済的に可能な範囲で一層の環境保全に取り組みます。
2. 環境方針に基づき全役職員一人ひとりが環境に配慮し行動することを目指し、環境保全に対する意識の高揚を図ります。
3. 金融方針・サービス、情報等の提供を通じて環境保全に取り組むお客さまを支援し、地域社会の環境改善に貢献します。
4. 環境保全に関わる行動について、お客さまとの積極的なコミュニケーションに努め、地域社会の一員として地域の環境保全活動に取り組みます。
5. この環境方針は、当金庫のホームページやパンフレット等に掲載し内外に公表します。

環境配慮行動

1 当金庫の事業活動による環境負荷の軽減

- (1) 電力等のエネルギー消費量を節減します。
- (2) OA 用紙の使用量を節減します。
- (3) ごみの減量化を推進します。

2 金融業務を通じての社会貢献

- (1) 環境保全関連商品の提供を通じ、地域社会の環境保全に対する意識の高揚に努めます。

3 地域を構成する住民として環境保全活動の取り組み

- (1) 海岸・公共施設の清掃等のボランティア活動を継続していきます。
- (2) 地域における環境保全活動に積極的に参加・協力します。

【マネースクール】



新城小学校の皆さん



大谷小学校の皆さん

地域貢献活動

1. 教育・文化活動

- ・気仙沼ぼうはんセンター建設資金寄贈
- ・マネースクールの開催
- ・気仙沼天旗まつりへの寄贈

2. 地域行事への参加

- ・三陸・大船渡夏まつり「市民道中踊り」
- ・気仙沼みなとまつり「大はまらいんや踊り」
- ・気仙沼さんまフェスティバルへの参加



三陸・大船渡夏まつり



気仙沼みなとまつり



法令遵守の体制

コンプライアンスとは、「法令等遵守」のことで、信用金庫は信用金庫法をはじめ各種法令等の適用を受けておりますが、その法令や法令に基づく各種ルール、及び社会的な規範を守ることをいいます。さらには、社会の一般的な倫理やモラル、金庫内の規程を守ることも意味しています。

当金庫では、コンプライアンスに関しては、企業倫理、遵守精神の確立を図るべく、部課店長会議等の各種会議や臨店指導、通達等で全職員に内部管理の重要性を強調し、一人ひとりの意識の高揚を以て、法令遵守の組織風土の醸成に努めております。又法令違反等の発生防止及び発生した場合の早期対応を図るための体制整備に努め、規則、規約、要領、規程等の遵守状況を本部監査部が定期的に検証すると共に改善、指導を行っており、不祥事を未然に防止するために、適切な人事ローテーションを適時に実施しております。

当金庫は、使命遂行のため、社会的責任を全うし、地域住民に信頼される金融機関たるべく事務管理、業務管理、監査体制、人事管理、教育体制等の強化に真剣に取り組んでおり、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題としております。

リスク管理の体制

金融の自由化・国際化、規制緩和の急速な進展とその反面自己規制の強化など新たな対応を求められる中で、金融機関を取り巻く各種リスクが益々多様化・複雑化しています。こうした状況下、今後とも継続して地域に貢献していくためには、今まで以上に適切なリスク管理を行っていくことが極めて重要となっております。当金庫では、リスク管理の強化を重点施策として位置付け、金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理体制の構築を日々進めています。

信用リスク

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能、または利息取立て不能となる所謂資産の価値が減少あるいは消滅することで受けるリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、自己査定を厳格に行い、定期的に公認会計士による監査を受け、また、良質な貸出資産の形成のため厳格な審査体制をとっています。さらに、内部研修の実施や外部研修への受講生派遣、本部からの本支店への臨店指導など、貸出審査能力の向上を図っております。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正行為等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、本部監査部門が本支店に対し定期的に臨店監査を実施する一方、本支店内には店内監査の月例実施を義務づけているほか、日常の事務ミス防止のための内部規程を整備し事務指導を実施して、事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市況変化によって保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

資産(貸出、有価証券等)・負債(預金等)双方の金利変動にともなう「金利リスク」、株式や債券などの価格変動もたらす「価格変動リスク」などの市場リスク、および流動性リスクなどに対応するため、当金庫では経済、金利見通しなどに基づいた「ALM委員会」を平成6年に設置して運用・調達の方針を「ALMシミュレーションシステム」により策定してまいりました。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により資金繰りが出来なくなる場合や、通常よりコストの高い資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れることにより、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っています。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めて参ります。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により被るリスクのことです。

当金庫では、加盟している一般社団法人しんきん共同センターにて適切なオンラインシステムの運営管理がなされ、安定稼働に万全を期しています。また、顧客情報の保護等セキュリティ管理に対しても「セキュリティポリシー」や関連諸規程に則り、情報の漏洩や紛失等が発生しないよう日々管理しています。

法務リスク

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程等に違反する行為、ならびにその虞のある行為が発生することで当金庫の信用の失墜を招き、当金庫が被るリスクのことです。

当金庫では、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、当金庫のあるべき姿や職員の日常行動のあり方を示しています。

また、本部各部・営業店へ「コンプライアンス担当者」を置き、定期的に勉強会を開催するなど、法令遵守への意識の高揚を図り、法令違反、不正等の発生防止および発生した場合の早期解決のための体制整備に努めています。

風評リスク

風評リスクとは、マーケットやお客様の間における金融機関の評価・評判が低下し、信用が毀損されることによつて、当金庫が有形・無形の損失を被るリスクのことです。

当金庫では、当金庫の評判に影響を及ぼすと思われる事項について情報を正確に把握し、迅速、的確な対応を行うことにより健全性・信頼性の確保を図るよう努めております。



内部管理に関する体制の整備にかかる基本的な方針等について

当金庫は、各種施策を実施していくにあたり、経営管理に関する体制を有効に機能させることにより、経営の公平性及び透明性を確保することに努めております。それによって全ての利害関係者の信頼に応えるとともに、社会から高く評価される金融機関となることを目標としています。

当金庫は理事会において、内部管理に関する体制の整備にかかる基本的な方針等を決議しております。その体制項目は以下のとおりです。

1 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合したことを確保するための体制

- ① 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「気仙沼信用金庫の行動綱領」及び「気仙沼信用金庫役職員の行動基準」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を、具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。更に法令等遵守態勢の整備のための実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- ② 不正行為等の早期発見と是正を行うために、公益通報者保護規程を策定し、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合、所属部署の上司を介さずに直接通報・相談等を行うことができる受付窓口を設置する。
- ③ 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する総務部を「コンプライアンス統括部署」と位置付けるとともに、本部各部および各営業店に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図る。
- ④ 職員各自の法令等遵守意識の向上と店舗店内における職員の行動や、業務活動について、コンプライアンスの観点から捉えた現状把握とモニタリング、研修、啓蒙活動等を目的に「コンプライアンス・セルフチェックリスト」(全職員の自己評価)、「コンプライアンス担当者・チェックリスト」により定期的にチェックを実施し、その結果を総務部が取り纏め常勤理事会へ報告するとともに、必要に応じ理事会に報告する。
- ⑤ 監査部は、法令等遵守状況について監査を実施し、その結果を常勤理事会および監事に報告するとともに、必要に応じ理事会に報告する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 理事の職務の執行状況に関する情報については、文書の整理保管、保存期限及び廃棄ルールを定めた「文書保存規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ② これらの文書については、理事及び監事が常時閲覧することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 適正なリスク管理を実現するため、リスク管理の基本方針やリスク管理の体制等を定めた「総合リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として制定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- ② リスク管理の体制は、リスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。また、A L M委員会を設置し、統合的にリスクを管理する体制を確立する。
- ③ リスク管理統括部署であるA L M委員会は、統合的なリスクの状況を必要に応じ常勤理事会に付議・報告する。
- ④ 常勤理事会は、リスク管理態勢に関する重要な事項について協議し、必要に応じ理事会に付議・報告する。
- ⑤ 監査部は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を常勤理事会および監事に報告するとともに、必要に応じ理事会に報告する。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「理事会」とその委任を受け審議・決定機関である「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「理事会規定」及び「常勤理事会規定」を制定する。
- ② 金庫内の業務の適正かつ効率的運営を図るため、組織機構、職制、職務権限及び業務分掌に関する基本事項を定めた「組織および業務分掌規程」を制定する。
- ③ 理事会は、全役職員が共有する基本方針、経営方針を決定する。常勤理事会は、これらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。

5 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ① 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- ② 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項については、監事との意見交換を実施のうえ決定するものとする。
- ② 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする旨を業務分掌規程に設ける。
- ③ 当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- ① 理事は、当庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び、理事の職務遂行に関して不正行為や法令・定款に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監事に報告する。
- ② 理事及び職員は、コンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監事に報告する。
- ③ 監事から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接報告する。
- ④ 監査部は、実施した内部監査結果を速やかに監事に報告する。
- ⑤ 金庫は、公益通報者保護規程等を利用して、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、これを公益通報者保護規程に定めたうえで当該規程の内容を役職員に周知する。
- ⑥ 金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- ⑦ 金庫は、公益通報者保護規程等において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
- ⑧ 金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程等に則り厳格な処分を行う。



8 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監事は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、理事会、常勤理事会及びその他の重要な委員会等に出席することができるほか、重要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、理事又は職員に対しその説明を求めることができる。
- ② 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ③ 不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ④ 金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。
- ⑤ 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

附 則

本基本方針は、信用金庫法第36条第5項第5号並びに同法施行規則第23条の規定に基づき理事会で決議した。

- 平成19年10月16日 制定
- 平成22年 7月14日 一部改訂
- 平成27年 5月 1日 一部改訂
- 平成27年 9月15日 一部改訂

個人情報保護宣言 プライバシーポリシー

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

平成29年12月14日 気仙沼信用金庫

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

1 個人情報の取得

- * 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。
また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- * お客様の個人情報は、
 - ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

2 個人情報の利用目的

- * 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- * お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

【利用目的】

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【法令等による利用目的の限定】

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。





B.個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

3 ダイレクト・マーケティングの中止

*当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- *お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- *お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって、当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- *お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- *預金商品、融資商品および各種金融商品の期日案内や取引明細書等の作成に関わる事務
- *情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。

なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫総務部までご連絡下さい。

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

当金庫は、個人番号その他の特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の取り扱いが安全かつ適正に行われるよう取り組むことが企業の社会的責務であると考え、以下の基本方針に従って、特定個人情報等を適切に取り扱います。

1. 関係法令、ガイドライン等の遵守
当金庫は、お客様の特定個人情報等を取り扱うことに関して適用される関係法令、ガイドライン等、及び当金庫が策定し公表している個人情報保護宣言やその他の規程等を遵守します。
2. 安全管理措置に関する事項
当金庫は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損を防止するとともに特定個人情報等を適切に管理するために、役職員の責任の明確化、庫内規則の整備、職員の訓練、漏えい等の事故を防止するための物理的、技術的な安全管理措置を講じます。
3. 個人番号の利用目的
当金庫は、個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示することとし、その利用目的の達成に必要な範囲においてこれを取り扱います。
個人番号について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定められている下記の利用目的以外では利用しません。
4. ご意見、ご質問及び苦情処理の窓口
当金庫は、特定個人情報等に関するご意見、ご質問及び苦情等にたいして、適切かつ誠実、迅速に対応いたします。
当金庫の特定個人情報等の取扱いに関してのご意見、ご質問及び苦情等につきましては、お取引のある営業店または下記の総務部までご連絡ください。

当金庫は、以下の利用目的の達成に必要な範囲で個人番号を取り扱います。

- (1)出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務
- (2)金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- (3)金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務
- (4)金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
- (5)国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務
- (6)非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- (7)教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- (8)預金口座付番に関する事務

【個人情報に関する相談窓口】

気仙沼信用金庫 総務部

住 所 ■〒988-0084
宮城県気仙沼市八日町 2-4-10

電話番号 ■0226-22-6831

F A X ■0226-22-1493

E メール ■s1175000@facetoface.ne.jp





金融円滑化に関する基本方針

気仙沼信用金庫（理事長 菅原 務）は、地域の中小企業者及び個人のお客様への安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって最も重要な社会的使命と捉えこれまで取り組んでまいりました。

また、平成21年12月4日から施行された「中小企業金融円滑化法」の趣旨に則り、「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」、「金融円滑化マニュアル」を制定し、お取引先から貸付条件の変更等のお申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めてまいりましたが、既にご承知のことと存じますが、「中小企業金融円滑化法」は、平成25年3月末日をもって終了いたしました。

然しながら、当金庫では引き続き以下の方針に基づき、地域の中小企業者及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注するとともに、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」に則り、お客様の抱えている問題を十分認識したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

1. 基本的な対応方針

当金庫は、業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者からのご返済に関するご相談があった場合にはきめ細かく真摯な態度で適切に対応してまいります。

(1) 中小企業のお客様からのお申し込みに対する基本的な対応

- ① 新規のお借入のご相談・お申込については、お客様の経営実態を踏まえ可能な限りお客様のご要望に沿えるよう適切に対応してまいります。
- ② ご返済条件の変更等のお申し込みを頂いた場合は、お客様の経営実態を踏まえ可能な限りお客様のご要望に沿えるよう適切に対応してまいります。

(2) 住宅ローンをご利用のお客様からのお申し込みに対する基本的な対応

ご返済条件の変更等のお申し込みを頂いた場合は、お客様の将来にわたるご返済の見通しを勘案しつつ、可能な限りお客様のご要望に沿ったご返済条件の変更等に向け適切に対応してまいります。

2. ご返済条件の変更等のお申し込みへの対応

(中小企業者のお客様・住宅ローンをご利用のお客様共通)

(1) ご返済条件の変更等のお申し込みに対するご相談等お客様からご返済の条件の変更等のお申し込みに関するご相談を頂いた場合には、真摯に対応いたします。また、お申込みを妨げる行為やお客様の意見に反してお申込みを取上げて頂くような行為は行いません。当金庫では、各営業店に金融円滑化専用のご相談窓口「返済方法・返済金額変更等相談窓口」を設置し、お客様のご相談を受付する体制としております。

(2) ご返済条件の変更等の口頭での申込みの記録
お客様から口頭でご返済条件の変更のお申し込みがあった場合、当金庫所定の手続きに則り、お申込みの内容を記録いたします。

(3) ご返済条件の変更等に対する条件を付けさせていただく場合の対応

ご返済条件の変更等に条件を付けさせていただく場合には、その内容を可能な限り速やかにお伝えし、十分に説明させていただきます。

(4) ご返済条件の変更等のお申し込みにお応えできない場合の対応

やむを得ず、ご返済条件の変更等のお申し込み

にお応えできない場合には、これまでのお取引等を踏まえお客様のお申込みにお応えできない理由を可能な限り具体的に、かつ、丁寧に説明させていただきますようお願いいたします。

(5) ご返済条件の変更等のお申し込みにお応えできない場合等の記録

ご返済条件の変更等のお申し込みにお応えできない場合やお客様がお申込みを取下げられた場合には、その内容を適切に記録・保存します。

(6) ご返済条件の変更等に関する苦情相談等の記録
ご返済条件の変更等に関する苦情相談等を受けた場合には、その内容を規程等にもとづき適切に記録・保存します。

3. ご返済条件の変更等のお申し込みへの対応

(中小企業のお客様の場合)

(1) お客様の事業再生手続への対応

中小企業者のお客様から特定認証紛争手続の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者や企業再生支援機構を通じた事業の再生手続に関する要請を受けた場合は、お客様の事業についての改善または再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り適切な対応に努めます。

(2) 他金融機関との緊密な連携

中小企業者のお客様からのご返済条件の変更等のお申し込みにあたり、あるいは上記(1)の場合において、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会等、中小企業支援協議会が関係している場合には、お客様の同意を得たうえで当該機関と緊密に連携を図るよう努めます。

(3) 経営改善計画の策定支援

ご返済条件の変更等に係るお客様との協議にあたり、お客様の経営改善計画の策定に向け真摯に対応いたします。また、経営改善計画の策定について中小企業のお客様から要請がある場合は、経営改善計画の策定を支援するよう努めます。

(4) 経営改善計画の進捗管理

ご返済の条件の変更の際して、経営改善計画を策定した場合には、経営改善計画の進捗状況を管理するとともに、必要に応じて、お客様に対して助言を行なうよう努めます。

(5) 他の金融機関に対する情報確認

お客様が他の金融機関からお借入を行っている場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで他の金融機関や信用保証協会等の間で相互にご返済条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう努めます。

(6) 他の金融機関からの情報照会

お客様がご融資条件の変更等のお申し込みを行った他の金融機関から、当金庫に対してご返済の変更に係る情報について照会があった場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これに応じるよう努めます。

(7) 条件変更対応保証制度への対応

ご返済条件の変更等のお申し込みに対し、当金庫が信用保証協会の保証なしではご返済条件の変更等が困難と判断する場合において、お客様が条件変更対応保証の利用を希望するときは、お客様の事業についての改善または再生の可能性を説明する文章を作成し、信用保証協会に対して交付いたします。また、条件変更対応保証の利用に先立って、お客様の事業についての改善または再生に向けた真摯な対応を行うなど、条件変更対応保証制度の趣旨を踏まえた対応をいたします。





(8) ご返済条件の変更等を行ったお客様に対する信用供与

ご返済条件の変更等を行ったお客様に対して、適切な信用供与を行うよう努めます。例えば、ご返済条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資やご返済条件の変更等のお申込みをお断りすることはございません。

4. ご返済条件の変更等のお申込みへの対応

(住宅ローンをご利用のお客様の場合)

(1) お客様からのご返済条件の変更等のお申込みがあった場合は、お客様の将来にわたる無理のないご返済に向けてお客様の財産及び収入の状況を十分に勘案しつつ、きめ細かくご相談に応じるよう努めます。

(2) お客様からのご返済条件の変更等のお申込みがあった場合において、住宅金融支援機構や他の金融機関がお客様のご返済条件の変更等に応じたことが確認できたときは、お客様の財産および収入の状況、住宅金融支援機構等がご返済条件の変更等に応じたこと等を勘案しつつ、できる限り、ご返済条件の変更等を行うよう努めます。

5. 金融円滑化に係る体制

(1) 理事会の役割

理事会は、当金庫の経営方針及び内部管理基本方針を踏まえた金融円滑化に関する管理方針を定め、金融円滑化管理規程を策定し、組織全体に周知徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを図ってまいります。また、金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理体制の整備、金融円滑化管理責任者を定め金融円滑化業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等について具体的な方針を決定してまいります。

(2) 常勤理事会の役割

常勤理事会は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議し、必要ある場合は理事会に付議・報告してまいります。また、常勤理事会は、金融円滑化管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、金庫内に連絡・報告体制を整備するとともに、定期的にあるいは必要に応じ管理体制の改善を図ってまいります。

(3) 監事の役割

監事は、金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の情報を受け、適切な対応が図られているか及び適宜改善が図られているかなど、金融円滑化管理に係る監査を実施してまいります。

(4) 金融円滑化管理責任者等の役割

金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門を融資部・業務部（金融円滑化管理部門）とし、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者とします。金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理部門（金融円滑化管理責任者等）は、金融円滑化に関する規程やマニュアルを営業推進部門等の金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させるための具体的施策を実施してまいります。

また、金融円滑化管理責任者等は、与信取引（問題債権の管理・回収等に関するものを含む）に関する規程、基準その他事務の取扱いに関する取決め等が、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施することを確保するために適切な内容となっているかを検証し、必要に応じて関連する各部門と連携して適切な措置を講じてまいります。

さらに、関係業務部門及び営業店に対し、債務者及び保証人からの保証契約に関する相談等に対する同ガイドラインに基づく適切な対応及び金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方針を指示し、適切に行われるように管理するとともに、同ガイドライン及び金融円滑化管理に関する

体制の整備や必要な施策の策定、取組状況の把握などを行い、適時適切に取組状況を常勤理事会及び理事会に報告してまいります。

(5) 金融円滑化に対する対応状況の把握体制

各営業店等では、お客様からのご返済の変更等のお申込の内容及び検討の進捗状況やお申込にお応えできない場合またはお客様がお申込を取り下げられた場合の理由、その他苦情等の内容について金庫内所定の方法により記録し、金融円滑化管理部門へ報告します。金融円滑化管理部門は、各営業店からの報告を取り纏め定期的に取組状況の適正化の検証を行い、金融円滑化管理責任者に報告するとともに必要な改善を行います。金融円滑化管理責任者は取組状況等を常勤理事会及び理事会へ必要に応じ報告いたします。

(6) 金融円滑化のための相談窓口体制

金融円滑化の取組状況に関する苦情・ご相談については、各営業店の「返済方法・返済金額変更等相談窓口」（責任者営業店長）でお受けするほか、本部では「金融相談支援室」（責任者融資部所属長）において直接お受けする体制とします。「金融相談支援室」では各営業店及び本部関連部署と連携して、苦情・ご相談等の内容についてその解決に向けた対応に努めてまいります。また、各営業店でお客様から頂きましたご意見、ご要望等を本部に集約し、当金庫全体で真摯に受け止め、取組の改善に努めてまいります。

(7) 中小企業者のお客様に対する経営相談、経営改善支援等の体制

お客様からの経営改善のご相談に対して真摯に対応いたします。営業店で経営改善支援に向けたご相談をお受けするほか、必要に応じ営業店等によるご返済の条件変更後に経営改善努力を行っているお客様に対するモニタリングを行います。

「東日本大震災」に伴う営業店舗ならびに円滑化相談受付体制について

「東日本大震災」に伴いまして、営業店舗は下記の9店舗となっております。

各営業店舗および南支店2階の融資相談ブースにおきまして、「返済方法・返済金額変更等相談窓口」を設置し、事業資金や住宅ローンのご返済に関するご相談を引続き9時～17時に拡充し受付いたしております。

(2020年6月29日現在)

営業店名	所在地	電話番号	相談窓口 営業時間帯
本店	気仙沼市八日町	0226-22-6830	9:00~17:00
鹿折支店	気仙沼市新浜町	0226-22-6950	9:00~17:00
津谷支店	気仙沼市本吉町	0226-42-2666	9:00~17:00
志津川支店	南三陸町志津川	0226-46-2619	9:00~17:00
駅前支店	気仙沼市古町	0226-23-1020	9:00~17:00
南支店	気仙沼市田谷	0226-23-6330	9:00~17:00
松岩支店	気仙沼市松崎萱	0226-24-2700	9:00~17:00
盛支店	大船渡市盛町	0192-27-4131	9:00~17:00
東新城支店	気仙沼市東新城	0226-22-6731	9:00~17:00

* 内の脇支店のお客様は南支店2階の融資相談ブースを、高田支店・大船渡支店のお客様は盛支店の融資相談窓口をご利用ください。

また、この度の諸事情によりお取引店舗にご来店できないお客様におかれましては、お近くの営業店舗でも融資相談を受付しておりますのでご利用ください。

* なお、本部へのお客様からの貸し付け条件の変更等に関する苦情・ご相談等は、次の相談窓口をご利用ください。

気仙沼信用金庫 金融相談支援室

電話番号 0226-22-5896

Eメール s1175008@facetoface.ne.jp





金融ADR制度への対応について

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づき改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

気仙沼信用金庫 総務部

住 所：宮城県気仙沼市八日町二丁目4-10
 T E L：0226-22-6831
 F A X：0226-22-1493
 Eメール：s1175000@facetoface.ne.jp
 受付時間：9：00～17：00(信用金庫営業日)
 受付媒体：電話、手紙、面談、メール、ファックス

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受 付 日	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く)
4. 時 間	9：00～17：00
5. 受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東 京 三 弁 護 士 会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月～金(祝日、年末年始除く)	月～金(祝日、年末年始除く)	月～金(祝日、年末年始除く)
時 間	9：30～12：00、13：00～15：00	10：00～12：00、13：00～16：00	9：30～12：00、13：00～17：00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<http://www.shinkin.co.jp/kshinkin/>) をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、仙台弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

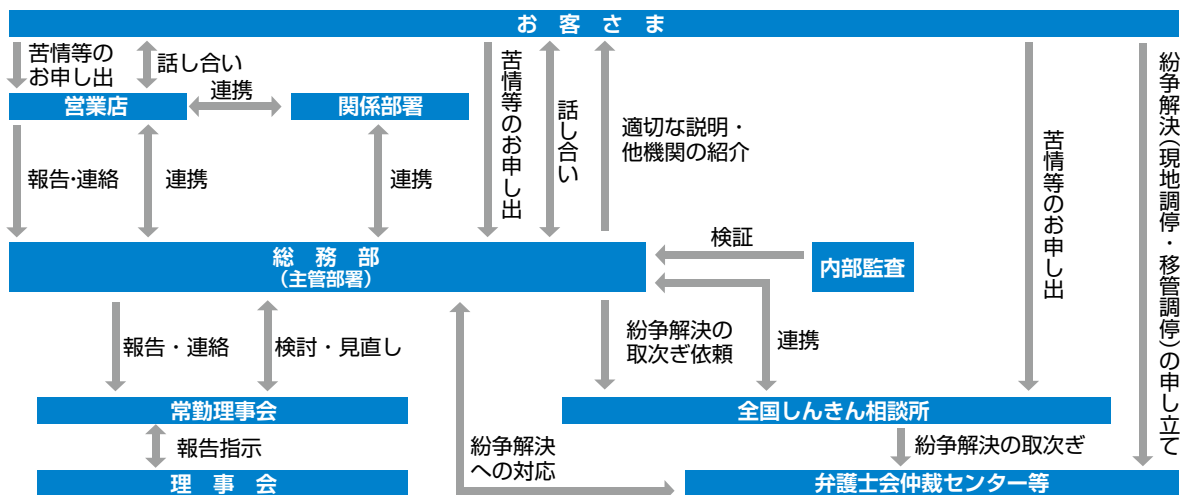




7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をとおくとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



建設中の三陸縦貫自動車道・気仙沼湾横断橋（仮称）／斜張橋（680m）としては東北最大



貸出運営についての考え方

当金庫は、協同組織金融機関としての公共的使命を踏まえながら、地元産業、経済の振興や地域社会の発展に貢献できる融資を基本方針としております。

中小企業の方々には事業に必要な運転資金や設備資金を、個人の方々には住宅資金、教育資金、自動車購入資金など、地域のお客様への幅広いニーズに合わせた資金を迅速、的確にお応えするよう取り組んでおります。このほか、地方公共団体等への融資も積極的に推進しております。

個々の融資に際しては、地域と密着した渉外活動等を通じて収集したさまざまな情報をもとに、お客様のお取引実績や事業計画の妥当性を十分検討の上、必要に応じて担保や保証をいただいております。

また、全体の運営に関しては、特定の業種やお客様に偏ることのないよう、バランスのとれた融資と小口・多数者利用の原則を運営方針といたしております。

当金庫の金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

- 1 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- 3 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて従業員の知識の向上に努めます。
- 4 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせ下さい。

キャッシュカード偽造等犯罪防止のための対応について

暗証番号の安全対策強化について

- ①キャッシュカードの暗証番号をATMにより変更できます。
- ②ATMの正面以外からは画面が見えないように「のぞき見防止パネル」を全ATMに設置しております。
- ③ATMには、ATM操作中に後からのぞかれていないかを確認できる「後方確認用ミラー」を設置しております。



カード被害額の拡大防止策について

- ①ATMから1日あたりの利用限度額は100万円を限度としております。
 - ②ATMでの1日あたりの現金引出限度額の「口座毎設定」、および引出限度回数(99回まで)を定めることが出来ます。
 - ③偽造・盗難キャッシュカードによる損害について、最高200万円まで補償する保険に加入しております。
- ※カードの紛失・盗難・不正な取引により口座取引を停止したい場合は、営業時間内の場合は営業店、営業時間外は **カード通帳盗難紛失受付センター(0120-793-714)**にて受付いたします。なお、ATMコーナーのオートホンからも連絡ができます。





信金中央金庫 ～信用金庫のセントラルバンク～

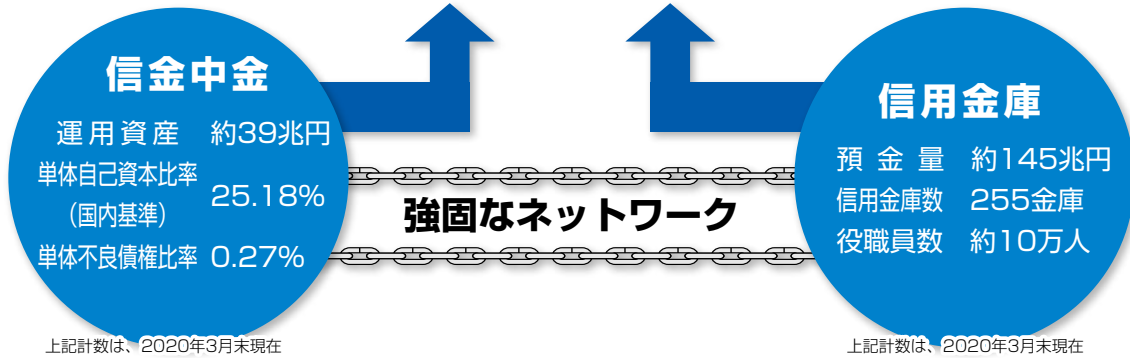
Shinkin Central Bank

信金中央金庫（信金中金）は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2020年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約33兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

地域金融に貢献



信用金庫の業務にかかるサポート

- 中小企業のビジネスマッチング
- 信用金庫顧客の海外進出支援
- 個人の資産形成や相続にかかる業務の支援
- 地域創生やフィンテックの活用など

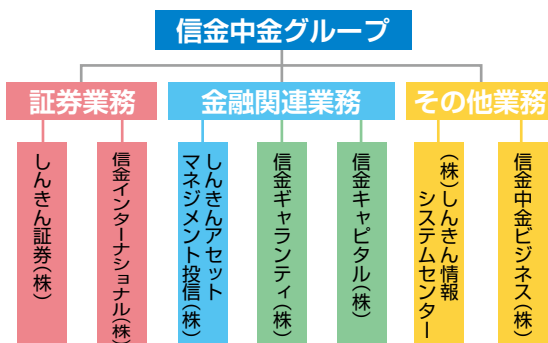
信用金庫の経営にかかるサポート

- 信用金庫向け金融商品の提供
- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫の業務効率化・経費削減
- 信用金庫の経営分析、経営相談など

信用金庫業界の資金運用

- 信用金庫から預け入れた預金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ



邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

2020年4月末現在



預金

普通預金、定期預金をはじめ、地域のお客様にとって、より便利でお役に立つ商品、サービスをご提案しております。

預金の種類	内容・特色	期間	最低入金額	付利単位
当座預金	商取引に小切手・手形などをご利用いただく預金です。預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
普通預金	公共料金の自動支払、給与・年金のお受取りにとサイフがわり、家計簿がわりにお気軽にお使いいただけます。	出し入れ自由	1円以上	100円 (1,000円以上)
無利息型普通預金 【決済用預金】	お利息はつきません。預金保険制度により全額保護されます。公共料金の自動支払、給与・年金のお受取りにお気軽にお使いいただけます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
総合口座	「貯める」・「支払う」・「借りる」を通帳一冊にセット。ひとつの口座で普通預金、定期預金、さらには定期預金の90%以内、最高200万円以内で自動融資もご利用いただける便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上	100円
貯蓄預金	残高に応じて、金利が有利になる預金です。サイフがわりにお使いいただけます。	出し入れ自由	1円以上 ※基準残高 10万円以上	100円
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に最適です。	7日以上	10,000円以上	100円
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	お引出し時は 納税時	1円以上	100円
定期預金				
大口定期預金	大口資金運用に適した預金です。高利回りで有利にふやせます。	1ヵ月～5年	1,000万円以上	1円
スーパ一定期	お預け入れ金額が自由で、目的に合わせて期間を選べます。	1ヵ月～5年	1,000円以上	1円
期日指定定期預金	1年複利のお得な預金です。お預け入れ後1年を経過すると、ご指定日に一部でもお引き出しできます。	1年～3年以内	1,000円以上	1円
変動金利定期預金	お預け入れ期間中、6ヶ月毎に金利が変動する預金です。	1年～3年	1,000円以上	1円
新型積立定期預金 【エンドレス型】	目標額にあわせてマイペースで無理なく、有利に積立ができます。 ■預入方法：期日指定定期預金として預け入れ [1年～3年以内]	1年以上	1,000円以上	1円
年金定期預金 【かがやき】	当金庫に年金自動振込のご契約をいただいているお客様に200万円まで特別優遇金利でお預りいたします。	1年	1,000円以上	1円
福祉支援定期預金	当金庫で少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用しているお客様に350万円まで特別優遇金利でお預りいたします。	1年	1,000円以上	1円
スーパ積金	旅行・結婚等、目標にあわせて楽しみとともに毎月一定額を積み立てる預金です。	1年～5年	1,000円以上 [100円単位]	100円
財形預金	毎月の給与、ボーナスからの天引きで、ムリなく有利な財産づくりができます。			
財形年金預金	将来の年金資金を貯める預金で、元金550万円(財形住宅預金との合計額)までお利息に税金がかかりません。	5年以上	1,000円以上	1円
財形住宅預金	住宅の取得や増改築の資金を貯める預金で、元金550万円(財形年金預金との合計額)までお利息に税金がかかりません。	5年以上	1,000円以上	1円
一般財形預金	お使いみちは自由です。期日指定型は、1年以上経過後期日指定していただくことにより、預金全体を解約せずに積立額の一部を払い出すこともできますので大変便利です。	3年以上	1,000円以上	1円

※各種商品は、簡略表示しております。詳しい内容等につきましては、お気軽に当金庫の窓口または得意先係にお問合せください。



融資(ローン)

マイホーム資金や教育資金など、お客さまのニーズにあわせて、個人のご利用しやすいローンを提供するとともに、地域経済の担い手である中小企業等の経営の安定や発展のための資金をご用意しております。

消費資金(個人のお客さま向け)

融資の種類	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保・保証人
しんきん住宅ローン	一戸建(新築・中古)購入、マンション購入、一戸建の新築、増改築・リフォーム、宅地購入、住宅ローン借換等にご利用いただけます。	8,000万円以内	35年以内	担保:不動産保証人:原則不要 保証会社が必要と認めた場合必要。
新型無担保住宅関連ローン	住宅の新築・購入資金、リフォーム資金、住宅ローン及びリフォームローンの借換資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	担保:不要 保証人:原則不要 保証会社が必要と認めた場合必要。
しんきんリフォームローン	ご自宅の増改築資金・修繕資金、リフォームローンの借換資金、リフォームに付随したインテリア等購入資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	担保・保証人不要
アシスト・スーパー300	信用保証会社非承認分、フリーローン系はお使いみち自由・目的ローン系は自動車の購入等当該資金用途とし、お客様ニーズにあわせてご利用いただけます。	10万円～300万円以内 連帯保証人無の場合は100万円迄	10年以内	担保:不要 保証人:原則1名
フリーローンオールラウンド	趣味や旅行、自動車購入や借り換え資金など、お使いみちは自由で幅広くご利用いただけます。但し事業資金は除きます。	10万円～800万円以内	10年以内	担保・保証人不要
フリーローン(あんしん・ライフ)	生活資金から、消費者金融・クレジット等他社のお借入れのおまとめ資金など事業資金以外であれば、お使いみちは自由。手続きが簡単で、お気軽にご利用いただける商品です。	10万円～500万円	10年以内	担保:不要 保証人:原則不要 保証会社が必要と認めた場合必要。
しんきんカーライフプラン	自動車・バイク・自転車の購入、車検・修理費用、運転免許取得費用や他のマイカーローンの借換等、お客様のニーズにあわせてご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	担保・保証人不要
しんきん新教育カードローン	学校納付金・寄付金・受験費用・入学卒業に伴う引越し費用等就学にかかる費用にご利用いただけます。幼稚園から大学院、予備校もOKです。	100万円～500万円	4年9か月以内	担保・保証人不要
しんきんカードローンカードローンA	お使いみちは自由。一度のご契約で限度額以内なら何回でもご利用いただけます。	10万円～200万円	3年(更新可)	担保・保証人不要
カードローンきゃっする	お使いみちは自由。一度のご契約で限度額以内なら何回でもご利用いただけます。毎月、保証会社の定期的な管理により契約極度額の範囲内で利用限度額が変動する場合があります。	50万円～500万円	5年(更新可)	担保・保証人不要
シルバーライフローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。(旧債務返済資金・事業性資金・投機的資金は除きます)	100万円以内	5年以内	担保・保証人不要

事業資金(法人・事業主向け)

融資の種類	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保・保証人
一般のご融資	お手軽に各支店窓口または得意先係にご相談ください。[割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越]	ご相談によります。	ご相談によります。	ご相談によります。
ビジネス・アシスト500	事業に必要な運転資金としてご利用いただけます。簡易迅速な審査で対応致します。	50万円～500万円以内	1年以内	担保:原則不要 保証人:原則、法人代表者以外は不要
創業・新事業支援融資(パワーアップ21)	創業・新事業を目指すお客様をご支援いたします。運転・設備資金としてご利用いただけます。	500万円以内	運転資金:7年以内 設備資金:10年以内	担保:原則不要 保証人:原則、法人代表者以外は不要
NPO支援ローン	特定非営利法人の事業に必要な運転資金及び設備資金としてご利用いただけます。	無担保:300万円 有担保:1,000万円	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内	担保:有担保の場合、不動産保証人:団体の代表者と役員1名以上
東日本大震災被災事業者支援融資	東日本大震災により被災した事業者の方々の事業インフラを整備するために必要な資金としてご利用いただけます。	短期資金:グループ施設等補助金等の範囲内 長期資金:総事業費から補助金等を控除した額	短期資金:1年以内 長期資金:15年以内	担保:長期資金の場合には必要に応じて保証人:短期資金は法人の代表者、個人事業主は原則不要。長期資金は法人の代表者。個人事業主の場合は配偶者または事業承継者。
商工会議所メンバーズローン	商工会議所会員企業の事業に必要な運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	運転資金:1,000万円以内 設備資金:2,000万円以内	運転資金:5年以内 設備資金:7年以内	担保:不要 保証人:法人の場合、代表者 個人事業主の場合、配偶者または事業承継者
商工会メンバーズローン	商工会会員企業の事業に必要な運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	300万円以内	5年以内	担保:不要 保証人:法人の場合、代表者 個人事業主の場合、配偶者または事業承継者
気仙沼しんきんTKC経営者ローン	事業に必要な運転資金としてご利用いただけます。	1,000万円以内	7年以内	担保:不要 保証人:法人の場合、代表者 個人事業主の場合、配偶者または事業承継者
新型コロナウイルス対策資金融資	新型コロナウイルス感染症の影響拡大により売上が減少する等、運営に支障が生じている事業者の方々に運転資金としてご利用いただけます。	3,000万円	10年以内(据置1年以内)	担保:原則不要 保証人:原則徴求(経営者保証GLによる)

■融資ご利用に際しましての留意事項

- ご融資の相談にあたりましては、必要な資金を無理なく返済できますようアドバイスいたしておりますが、ご利用の際は、計画的なご利用をおすすめいたします。
- 各種ローンのご利用にあたりましては、種類に応じ担保を差し入れていただくか保証会社の保証を受けていただいております。
- お申込みの際には、当金庫所定の審査をさせていただきます。なお、審査の結果、ご希望にそえない場合もありますので、ご了承願います。

※各種商品は、簡略表示しております。詳しい内容等につきましては、お気軽に当金庫の窓口または得意先係にお問合せください。



各種サービス (2020年6月29日現在)

キャッシュカードを利用したご預金の出し入れをはじめ、お振込、パソコンや電話、FAXなどを利用した各種お取引サービスを行っております。お客様のニーズにあわせてご利用いただいております。

サービス名	特色(内容)
キャッシュカードサービス	キャッシュカード1枚で、当金庫のATMでお引出し、お預入れ、残高照会、お振込ができます。お引出しと残高照会は、全国の信用金庫やゆうちょ銀行をはじめ、MICSマーク(全国キャッシュサービス)のある金融機関のキャッシュコーナー、コンビニでもご利用になれます。
しんきんATMゼロネットサービス	しんきんのキャッシュカードなら、全国の信用金庫で平日・土曜の利用手数料が無料となっております。 なお、土曜日手数料を有料としている信用金庫が一部ございます。詳しくはご利用になる信用金庫の手数料一覧をご覧ください。 [無料時間帯：平日 8:45～18:00 土曜日：9:00～14:00]
みやぎネットサービス	「七十七銀行」「仙台銀行」のATMでのキャッシュカードによるお引出し手数料が無料になります。 [時間帯：平日 8:45～18:00]
ATM振込サービス	キャッシュカード(他金融機関カード含む)または現金で、当金庫のATMからお振込いただけます。振込手数料が窓口振込よりもお得です。
デビットカードサービス	お持ちのキャッシュカードを使って、全国のジェイデビット加盟店でお買物ができます。利用代金は預金口座から引落としとなりますので多額の現金を持ち歩く必要もなく、クレジットカードの「使いすぎ」の心配もありません。
ペイジー口座振替受付サービス	口座振替依頼書のご記入やご捺印の必要がなく、キャッシュカードのみで口座振替のお申込手続きが行えるサービスです。手数料や会費はかかりません。
クレジットカードサービス(VISAカード等)	世界的な「VISA」「JCB」をはじめ、車の故障等をサポートする「ロードサービス VISA」等、各種カードの発行取次のお取扱をしております。 また、各種クレジットカードは、ATMでキャッシングサービスが受けられます。
インターネットバンキングサービス	個人インターネットバンキングはパソコンまたは携帯電話から、法人インターネットバンキングはパソコンからインターネット利用によりお振込、振替、入金明細、預金残高の照会、税金・各種公共料金等支払い(ペイジー)が利用できます。
テレホンバンキングサービス	ご来店いただく煩わしさがなく、プッシュホン・携帯電話・PHS(フリーダイヤル)で、残高・入金明細の照会やお振込がどこからでもできます。
ホームバンキングサービス	ご自宅またはオフィスのパソコン・専用端末等を使って、残高照会、入金照会、振込取立照会や資金移動取引のサービスを行っております。
しんきん共同自動通知サービス【アンサーシステム】	振込・取立・入金明細等を音声、またはファクシミリにより自動通知したり、お客様所有のパソコンや専用端末等からの照会に対し取引内容、残高等をお答えするサービスです。
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	携帯電話の「おサイフケータイ」に、その場で預金口座から即時に「楽天 Edy」にチャージ(入金)できるサービスです。
ネット口座振替受付サービス	書類やお届け印なしにパソコンや携帯電話から、各種支払の口座振替のお申込手続きできるサービスです。手数料はかかりません。
自動支払サービス	公共料金、税金、保険料、各種クレジット料金などのお支払いが、お客様の預金口座から自動的に支払われます。一度のお手続きでOKです。
給与振込サービス	毎月の給料やボーナスが会社から直接お客様の預金口座に振込まれます。給料日が出張や休暇と重なった場合でも、全国の提携金融機関の「キャッシュサービスコーナー」でお引出しができます。
年金受取自動サービス	一度の簡単なお手続きで、お客様の大切な年金が、毎回預金口座へ振込まれます。 また、当金庫で年金をお受取りされている方には、お利息がお得な「年金定期預金(かかやき)」がご利用いただけます。
為替自動振込サービス	一度ご契約いただければ、毎月決まった日に自動的に預金口座からお振込みいたします。 毎月のお家賃、仕送りなど定期的な振込に便利です。
電子記録債権(でんさい)	インターネットを活用した、手形・振込に代わる新たな決済手段です。 法人、個人事業主の方で、基本的にインターネットに接続可能なパソコンをお持ちの方が申込できます。
貸金庫サービス	大切な貴重品(預金証書・株券・権利書・貴金属等)を金庫室で安全に保管し、盗難・災害など不慮の事故からお守りいたします。 [取扱店舗：本店・津谷支店・松岩支店・東新城支店]
夜間金庫	営業終了後や休日に、お店の売上金などを安全に保管し、翌営業日にご指定の口座に入金します。 [取扱店舗：本店・津谷支店・駅前支店・南支店・盛支店]
スポーツ振興クジ(toto)の払戻し	サッカーくじ(愛称：toto)の当せん金の払戻しをお取扱いしております。 [取扱店舗：本店]
損害保険窓口販売業務	住宅ローン利用者を対象とした火災保険で、集団扱い契約で保険料が割安となるほか、「新価特約」付で保障内容も充実しています。 また、ローン返済中の事故等による返済資源の不足分等を補償する「しんきんグッドサポート」もお取扱いしております。
生命保険窓口販売業務	お客様のライフスタイルにあわせて、公的年金お受取までの補充資金および教育資金の準備などのお手伝いをさせていただくため、定額個人年金保険をお取扱いしております。
国債窓口販売	長期国債(期間：10年)の窓口販売をお取扱いしております。長期で着実に殖やす、安全確実な国債です。
個人向け国債窓口販売	1万円から購入できる3年満期・固定金利、5年満期・固定金利、10年満期・変動金利の国債で半年ごとに利子が受けられます。国が元本と利子の支払いを保証しており、安心・手軽な国債です。
収入証紙販売サービス	宮城県収入証紙、岩手県収入証紙を窓口でご購入できます。 [宮城県収入証紙取扱店舗：宮城県内の8店舗][岩手県収入証紙取扱店舗：岩手県内の1店舗]

*各種商品は、簡略表示しております。詳しい内容等につきましては、お気軽に当金庫の窓口または得意先係にお問合せください。



主な手数料一覧(消費税等込) (2020年6月29日現在)

為替手数料

取扱区分		当金庫本支店宛	他金融機関宛
振込手数料			
送金 普通扱		—	880円
電信扱・文書扱	3万円未満	220円	660円
	3万円以上		880円
インターネットバンキング テレホンバンキング ホームバンキング	3万円未満	—	330円
	3万円以上		550円
為替自動振込	3万円未満	110円	440円
	3万円以上		660円
ATM	現金振込	3万円未満	110円
		3万円以上	440円
	キャッシュカード振込 (当金庫カード)	3万円未満	—
		3万円以上	660円
	キャッシュカード振込 (他金融機関カード)	3万円未満	220円
		3万円以上	770円
代金取立			
至急扱	1 通	—	880円
普通扱い	1 通	—	660円
同一手形交換所地域内	1 通	—	220円
その他			
振込訂正手数料	1 件	—	330円
送金・振込の組戻料	1 件	—	—
取立手形組戻料	1 通	660円	660円
不渡手形返却料	1 通	—	—
取立手形店頭提示料	1 通	—	—
ファームバンキング			
契約手数料	データ伝送	—	5,500円
ホームバンキング			
月額基本手数料		—	1,100円
インターネットバンキング			
契約手数料	法人	—	5,500円
	オンライン	—	1,100円
月額基本手数料	データ伝送	—	2,200円
月額基本手数料	個人	—	—
アンサー			
明細通知手数料		—	1,100円

※上記の手数料には消費税が含まれております。

自動機器(ATM)利用手数料一覧表

このコーナーの自動機器(ATM)でお取引される場合には、ご利用されるカードの種類とご利用時間帯により、下記の手数料がかかります。

利用時間帯	取引種類	カードの種類						
		当金庫カード ※入金可	他信用金庫カード ※入金可	77銀行カード ※入金不可	仙台銀行カード ※入金可	他金融機関カード ※入金は金融機関により不可あり	ゆうちょカード ※入金可	
平日	8:00~8:45	預入れ		110円	110円	220円	220円	220円
		引出し			110円	110円	220円	220円
	8:45~18:00	預入れ	無料	無料	無料	110円	110円	110円
		引出し			無料	無料	110円	110円
	18:00~21:00	預入れ		110円	110円	220円	220円	220円
		引出し			110円	110円	220円	220円
土曜日	8:00~9:00	預入れ		110円	110円	220円	220円	220円
		引出し			110円	110円	110円	110円
	9:00~14:00	預入れ	無料	無料	110円	110円	110円	110円
		引出し			110円	110円	110円	110円
	14:00~19:00	預入れ		110円	110円	220円	220円	220円
		引出し			110円	110円	220円	220円
日曜祝日 土曜 日曜 正月 三日月 正月	8:00~19:00	預入れ	無料	110円	110円	220円	220円	220円
		引出し	110円		110円	110円	220円	220円
	8:00~19:00	預入れ	無料	110円	110円	220円	220円	220円
		引出し	110円		110円	110円	220円	220円
	9:00~17:00	預入れ	無料	110円	110円	220円	220円	220円
		引出し	110円		110円	110円	220円	220円

〈店舗により自動機器(ATM)の取扱時間は異なります〉

- ※1 上記の手数料には消費税が含まれております。
- ※2 「斜線」表示がある時間帯の取引はご利用できません。
- ※3 土曜日が祝日となる場合や振替休日は祝日対応となります。
- ※4 預入れ…現金入金、引出し…現金出金・振込出金(但し、当金庫カードでの振込出金は無料です。)
- ※5 当金庫のキャッシュカードで、セブン銀行ATMをご利用の場合、利用手数料は、全日・終日110円です。

預金関係手数料

手数料項目	金額
小切手	小切手 1冊(50枚) 2,200円
	自己宛小切手 1枚 550円
手形	約束手形 1冊(20枚) 1,100円
	為替手形 1冊(25枚) 550円
マル専手形	口座開設 割賦販売通知書 1枚 5,500円
	手形用紙 1枚 550円
	未使用手形返還 1枚 550円
残高証明書発行	(都度発行) 1件 440円
	(自動発行) 1件 220円
利用明細表発行	1枚 110円
貸金庫利用	全自動方式(I種) 年額 13,200円
	全自動方式(II種) 年額 19,800円
	上記以外 年額 6,600円
夜間金庫利用	年額 26,400円
両替	101枚~500枚 440円
	501枚~1,000枚 550円
	1,000枚~2,000枚 880円
	以降1,000枚 330円を加算
硬貨入金	101枚~500枚 440円
	501枚~1,000枚 550円
	1,000枚~2,000枚 880円
	以降1,000枚 330円を加算
株式・出資・基金払込事務	5,500円
通帳・証書・カード再発行	通帳 1冊 1,100円
	証書 1枚 1,100円
	キャッシュカード 1枚 1,100円
個人情報開示・利用目的通知等	郵送 1,100円
	店頭 660円

※上記の手数料には消費税が含まれております。

融資関係手数料

手数料項目	金額
新規	新規実行時取扱手数料 220円
条件変更	固定金利選択型ローン 金利選択 5,500円
	変動金利から固定金利選択 5,500円
住宅ローン ※ (借入期間10年以上が対象)	期限前一部繰上償還 5,500円
	期限前全部繰上償還 5,500円
	借入日から5年以内 33,000円
	借入日から10年以内 11,000円
住宅ローン以外 (借入期間10年以上が対象)	期限前一部繰上償還 5,500円
	期限前全部繰上償還 5,500円
融資条件変更手数料	期間延長・返済猶予・金利引下げ等 5,500円
不動産関連	新規設定 33,000円
	追加設定 33,000円
	極度額変更・順位・債務者変更・譲渡・移管・一部抹消 55,000円
ABL関連	動産および債権譲渡担保の新規設定 33,000円
	動産および債権譲渡担保の追加設定 33,000円
	動産担保および債権譲渡担保の同時設定(新規・追加) 55,000円
カード再発行手数料	ローンカード 1,100円
	事業者カードローン 1,100円
証明書発行手数料	融資予約証明書 2,200円
	支払利息証明書 2,200円
	債務保証取扱い 2,200円
債権譲渡通知手数料	売掛債権担保融資保証制度(郵送1件につき) 2,200円

- ※1 上記の手数料には消費税が含まれております。
- ※2 住宅ローン(借入期間10年以上が対象)の期限前全部繰上償還については、借入日からの経過年数に応じた手数料となります。ただし、平成24年11月1日新規申込受付からの適用とし、当該日以前の既借入金等については、従前の手数料とします。

資 料 編

■ 2019年度 事業の概況

2019年度の預金残高は、復興関連資金をはじめとした公金の大量流出があったことから、残高では前年度と比べて52億円程減少し1,418億円の実績となりましたが、当初目標としていた1,330億円を大きく上回ることができました。また、貸出金についても事業資金と個人消費資金を積極的に推進したことにより、期中平残が5.9億円、残高でも9.9億円ともに増加し、465億円の実績を上げることができました。

損益状況につきましては、マイナス金利等低金利情勢から、貸出金金利、余資運用利回りの低下など厳しい収益環境でありましたが、積極的な融資推進による量的拡大と、余資運用による利益増加を図るために、新たに「資金運用部」を設置し、保有残高アップと効率化を進めたことで、最終損益では2.3億円の利益金計上を行うことができました。

これにより、金融機関の健全性を示す自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る30.91%となり依然として高い水準を維持しておりますし、優先出資金を除いた自己資本額は震災前を上回る水準で推移し、より強固な経営基盤を構築しております。

■ 最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,964,152	1,696,320	1,893,677	1,785,490	1,624,035
経常利益	560,808	281,997	177,912	244,835	234,641
当期純利益	417,114	217,495	201,171	265,170	231,153
出資総額	7,804,539	7,805,874	7,811,991	7,817,999	7,820,652
普通出資金	304,539	305,874	311,991	317,999	320,652
優先出資金	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000
普通出資総口数(千口)	6,090	6,117	6,239	6,359	6,413
優先出資総口数(千口)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
純資産額	20,834,869	20,764,756	20,805,242	21,224,045	21,032,026
総資産額	183,653,360	182,291,396	181,657,432	179,756,972	174,032,389
預金積金残高	148,812,957	149,755,225	149,367,684	147,066,057	141,805,660
貸出金残高	47,303,844	45,819,014	45,435,197	45,534,428	46,534,291
有価証券残高	33,459,457	30,427,362	35,557,039	39,384,380	49,924,501
単体自己資本比率(%)	35.89	36.40	36.80	36.93	30.91
普通出資配当率(%)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
優先出資配当率(%)	0.15	0.11	0.06	0.00	0.01
役職員数(人)					
常勤役員	6	6	6	6	6
職 員	114	113	114	109	104
会員数(人)	9,477	9,518	9,568	9,555	9,544

■ 財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2018年度	2019年度
(資産の部)		
現金	2,743	1,902
預け金	91,720	74,879
買入金銭債権	176	625
金銭の信託	-	-
有価証券	39,384	49,924
国債	3,102	3,051
地方債	5,480	4,917
社債	27,549	31,514
株式	12	11
その他の証券	3,239	10,429
貸出金	45,534	46,534
割引手形	75	38
手形貸付	6,036	7,425
証書貸付	36,208	35,726
当座貸越	3,214	3,343
その他資産	875	822
未決済為替貸	35	22
信金中金出資金	585	585
前払費用	0	-
未収収益	196	179
その他の資産	57	35
有形固定資産	1,342	1,245
建物	822	743
土地	364	364
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	154	136
無形固定資産	11	13
ソフトウェア	8	10
その他の無形固定資産	3	3
繰延税金資産	-	-
債務保証見返	23	19
貸倒引当金	△2,053	△1,935
(うち個別貸倒引当金)	(△1,832)	(△1,794)
資産の部合計	179,756	174,032

(単位：百万円)

科目	2018年度	2019年度
(負債の部)		
預金積金	147,066	141,805
当座預金	26,478	17,387
普通預金	62,128	64,445
貯蓄預金	197	204
通知預金	-	-
定期預金	54,535	56,264
定期積金	3,147	2,846
その他の預金	579	657
借入金	10,050	10,050
借入金	10,050	10,050
当座借越	-	-
その他負債	136	131
未決済為替借	40	18
未払費用	35	41
給付補填備金	2	1
未払法人税等	6	12
前受収益	33	41
払戻未済金	0	0
その他の負債	17	14
賞与引当金	25	24
退職給付引当金	733	623
役員退職慰労引当金	91	113
偶発損失引当金	50	45
繰延税金負債	355	186
債務保証	23	19
負債の部合計	158,532	153,000
(純資産の部)		
出資金	7,817	7,820
普通出資金	317	320
優先出資金	7,500	7,500
その他の出資金	-	-
資本剰余金	7,500	7,500
資本準備金	7,500	7,500
利益剰余金	4,811	5,036
利益準備金	681	708
その他利益剰余金	4,129	4,327
特別積立金	3,537	3,737
当期末処分剰余金	592	590
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	20,129	20,356
その他有価証券評価差額金	1,095	675
評価・換算差額等合計	1,095	675
純資産の部合計	21,224	21,032
負債及び純資産の部合計	179,756	174,032

損益計算書

(単位：千円)

科目	2018年度	2019年度
経常収益	1,785,490	1,624,035
資金運用収益	1,314,271	1,336,781
貸出金利息	764,725	761,091
預け金利息	177,337	146,675
有価証券利息配当金	357,429	413,378
その他の受入利息	14,779	15,636
役務取引等収益	150,643	161,928
受入為替手数料	69,558	75,211
その他の役務収益	81,085	86,717
その他業務収益	4,428	4,622
外国通貨売買益	22	-
国債等債券売却益	2,097	-
国債等債券償還益	53	41
その他の業務収益	2,254	4,581
その他経常収益	316,146	120,702
貸倒引当金戻入益	292,686	103,049
償却債権取立益	220	705
株式等売却益	-	-
金銭の信託運用益	555	-
その他の経常収益	22,684	16,948
経常費用	1,540,654	1,389,394
資金調達費用	19,534	20,874
預金利息	18,228	20,066
給付補填備金繰入額	1,290	758
借入金利息	15	50
当座貸越利息	-	-
役務取引等費用	81,462	82,004
支払為替手数料	14,863	14,166
その他の役務費用	66,599	67,838
その他業務費用	1,357	2,850
外国通貨売買損	-	36
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	274	1,721
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	1,083	1,092
経費	1,290,813	1,269,577
人件費	768,176	758,264
物件費	505,607	494,719
税金	17,030	16,593

損益計算書

(単位：千円)

科目	2018年度	2019年度
その他経常費用	147,485	14,086
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	-	-
その他資産償却	815	472
その他の経常費用	146,670	13,614
経常利益	244,835	234,641
特別利益	114,013	0
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	114,013	-
特別損失	113,472	0
固定資産処分損	-	-
減損損失	-	-
その他の特別損失	113,472	0
税引前当期純利益	245,376	234,641
法人税、住民税及び事業税	6,000	14,887
還付法人税等	△47,993	-
法人税等調整額	22,200	△11,400
法人税等合計	△19,793	3,487
当期純利益	265,170	231,153
繰越金(当期首残高)	327,338	359,204
当期末処分剰余金	592,508	590,358

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益額 36円14銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	2018年度	2019年度
当期末処分剰余金	592,508,763	590,358,418
積立金取崩額	-	-
特別積立金取崩額	-	-
剰余金処分額	233,303,862	231,885,237
利益準備金	27,000,000	24,000,000
普通出資に対する配当金	6,303,862	6,385,237
(配当率)	(年2.00%)	(年2.00%)
優先出資に対する配当金	-	1,500,000
(配当率)	(年0.00%)	(年0.01%)
役員賞与金	-	-
特別積立金	200,000,000	200,000,000
繰越金(当期末残高)	359,204,901	358,473,181

貸借対照表の注記事項 2019年度

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 11年～50年
その他 2年～20年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補助説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(2019年3月31日現在)

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2019年3月31日現在)

0.09%(小数点以下第3位を切り捨てております)

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金16百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,627百万円

14. 有形固定資産の減価償却累計額 1,000百万円

15. 有形固定資産の圧縮記帳額 609百万円

16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、セキュリティシステム等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は183百万円、延滞債権額は2,535百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は2百万円であり、

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は175百万円であり、

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権の合計額は2,897百万円であり、

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38百万円であり、

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 預け金 10,000百万円

担保資産に対応する債務 借入金 10,000百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。

23. 出資1口当たりの純資産額 940円62銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程・マニュアルに従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、融資審査会及び定期的に経営陣も出席するALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、信用管理の状況については、融資部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程及びリスク管理マニュアルにおいて、リスク管理方法を明記しており、理事会、常勤理事会において決定された基本方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会、ALM委員会への報告と定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、余資運用基準に従って行われております。

このうち、資金運用部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であり、為替リスク及び価格変動リスク、評価損益の影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

当金庫では、「有価証券」の市場リスク量及び「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の金利リスク量を月次で計測し、各リスク量を合算して取得した当金庫全体の市場リスク量がリスク限度枠の範囲内となるよう管理しております。なお、2020年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,525百万円です。

「有価証券」「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」については、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセントイル値を用いた時価の変動額を金利リスク量として算出しており、当事業年度の決算日現在の金利リスク量は、2,073百万円です。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金繰り管理表に基づき、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.5. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	74,879	75,559	679
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,000	5,357	△642
その他有価証券	43,916	43,916	—
(3) 貸出金 (*1)	46,534		—
貸倒引当金 (*2)	△1,935		
	44,599	46,526	1,927
金融資産計	169,394	171,358	1,964
(1) 預金積金 (*1)	141,805	141,844	39
(2) 借入金 (*1)	10,050	10,051	1
金融負債計	151,855	151,895	40

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、円スワップ）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については後記2.6.に記載しております。

(3) 貸出金

出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、円スワップ）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、円スワップ）を用いております。

(2) 借入金

借入金は、固定金利によるもののみであり、市場金利（LIBOR、円スワップ）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	7
合 計	7

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

2.6. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	6,000	5,357	△642
合 計		6,000	5,357	△642

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2	1	0
	債券	33,533	32,485	1,047
	国債	3,051	2,870	180
	地方債	4,917	4,700	217
	社債	25,564	24,914	649
	その他	2,536	2,468	67
	小 計	36,071	34,956	1,115
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1	1	0
	債券	5,950	6,063	△112
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	5,950	6,063	△112
	その他	1,424	1,499	△74
	小 計	7,377	7,564	△187
合 計		43,448	42,520	928

27. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失とした会計処理（以下「減損処理」という。）を採用しております。

当事業年度においては、該当する対象銘柄がなく減損処理は実施していません。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、10,156百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、3,948百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	379百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	164
減価償却超過額	56
その他	63
繰延税金資産小計	664
評価性引当金	△598
繰延税金資産合計	66
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	252
繰延税金負債合計	252
繰延税金負債の純額	186

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性等、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月29日

気仙沼信用金庫

理 事 長

菅原 務 

独立監査人の監査報告書

令和2年5月27日

気仙沼信用金庫

理 事 会 御 中

公認会計士後藤元一事務所
宮城県仙台市

公認会計士

後藤元一



<計算書類等監査>

監査意見

私は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、気仙沼信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第94期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

私は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、気仙沼信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第94期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

私は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 気仙沼信用金庫の健全性の指標 自己資本比率

当金庫の自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る30.91%となっております。今後も東日本大震災からの復興を目指す地域を積極的に支援して行ける堅固な経営基盤を維持しております。

■ 自己資本比率規制 第3の柱に基づく開示項目

■ 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,122	20,348
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,317	15,320
うち、利益剰余金の額	4,811	5,036
うち、外部流出予定額(△)	6	7
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	221	141
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	221	141
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,344	20,490
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	11	13
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	13
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	1	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	13	13
自己資本		
自己資本の額(イ)-(ロ)	(ハ)	20,331
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,440	63,669
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,086	△4,630
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,086	△4,630
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,603	2,569
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	55,044	66,238
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)÷(ニ)	36.93%	30.91%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。